

「なら四季彩の庭」見える化事業業務委託事業者募集要項

1 適用

本要項は、「なら四季彩の庭」見える化事業業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

「なら四季彩の庭」見える化事業業務

(2) 業務の目的

平成26年3月に策定した『奈良県植栽計画（「なら四季彩の庭」づくり）』（以下「植栽計画」という。）について、県・市町村・地元団体・企業等、様々な主体が進捗状況を認識し、先進事例などの情報を共有するとともに、同じアングルで撮影した写真の経年変化をたどる等の方法で、成果を見える化するホームページを作成する。また、一般の県民の方々が、改めて奈良の美しい景観の魅力を発見し、景観づくりへの機運醸成を図るため、県、市町村の整備事業の成果や地元団体の活動内容を、周辺の写真や見所とともに発信する。

(3) 業務の内容

- ① 計画・準備
- ② ホームページの企画・立案・制作
- ③ コンテンツの企画・立案・制作
- ④ コンテンツの素材調達（取材、写真撮影含む）
- ⑤ 操作マニュアルの作成及び操作研修の実施
- ⑥ 打合せ協議

※詳細は、別紙「なら四季彩の庭」見える化事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載。

(4) 委託料上限額

3,693,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

(6) 企画提案書等の作成等に要する経費

企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

3 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課 植栽・採石係
電話番号 0742-27-8749
ファクシミリ 0742-22-8276
電子メールアドレス keishi@office.pref.nara.lg.jp

(2) 参加表明書（様式1）の提出

① 提出部数

1部

② 提出方法

(1)の担当部局にファクシミリ又は電子メールにて送付すること。なお、送付後、電話にて送信した旨を連絡すること。

③ 受付期間

平成29年4月7日（金）～平成29年4月21日（金） 午後4時まで

(3) 企画提案書等の提出依頼

① 提案書の提出者として選定した者に対し、提案書の提出を依頼する。

② 参加表明者のうち提案書の提出者として選定しなかった者及び参加資格を満たさない者に対して、選定されなかった旨とその理由を非選定通知書により通知する。

③ 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に書面を提出し、その理由の説明を求めることができる。

(4) 企画提案書等の提出

①提出書類

- 1) 参加申込書 (様式2) 【原本1部】
 - 2) 企画提案書 (様式任意、サイズはA4、10枚以内) 【原本1部 コピー8部】
 - ・業務取組方針
 - ・トップページデザインイメージ
 - ・ホームページ全体の構成イメージ
(見やすく使いやすいホームページとするための工夫や内容等について提示すること)
 - ・地元団体等の活動内容を紹介するコンテンツのイメージ
(県民の方々の興味をひくための工夫や内容等について提示すること)
 - ・旬の情報を随時発信するために、職員が容易に更新できるような工夫
 - ・作業スケジュール及び進捗管理体制
 - 3) 事業者概要書 (様式3) 【原本1部 コピー8部】
 - ・会社概要等があれば添付すること
 - 4) 類似業務受注実績 (様式4) 【原本1部 コピー8部】
 - ・成果物等があれば添付すること
 - 5) 委託業務実施体制 (様式5) 【原本1部 コピー8部】
 - 6) 見積書【原本1部 コピー8部】
 - ・宛名は「奈良県知事 荒井正吾」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
- ※コピー8部については提案者を判読できるような記載や用紙の使用は行わないこと。

②提出方法

(1)の担当部局に持参又は郵送すること。

③受付期間

平成29年4月7日(金)～平成29年5月9日(火) 午後5時まで(必着)
なお、持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)郵送の場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(5) その他

- ①1事業者につき1提案とし、再提出は認めない。
- ②参加表明書を提出した応募者が、企画提案書等の提出を辞退する場合は、提案辞退届(様式任意)を平成29年5月9日(火)《必着》までに、(1)の担当部局に持参又は郵送すること。

4 質問の受付

(1) 受付期間

平成29年4月7日(金)～平成29年4月26日(水) 午後4時まで

(2) 受付方法

質問票(様式6)に必要な事項を記載のうえ3の(1)の担当部局にファクシミリ又は電子メールにて送付すること。送付後、電話にて送信した旨を連絡すること。なお、電子メールでの質問は、題名の最初に【「なら四季彩の庭」見える化事業業務への質問】と明記すること。

※電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、「奈良県景観・自然環境課」ホームページに随時公表する。質問者への個別の回答は行わないものとする。なお、質問者名は明示しない。

5 日程

平成29年4月 7日(金)	要項配布、参加表明書及び質問受付開始
4月21日(金)	参加表明書受付終了(午後4時まで)
4月26日(水)	質問受付終了(午後4時まで)
5月 9日(火)	企画提案書提出期限(午後5時まで)
5月19日(金)	委託事業者選定審査委員会開催 予定 (プレゼンテーション実施)

6 審査及び最優秀提案者の選定等

(1) 企画提案書等の審査

- ①審査は、『「なら四季彩の庭」見える化事業業務委託事業者選定審査委員会』において、次の審査項目について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とする。ただし、合計得点が配点の6割に満たない場合は受託者として選定しない。なお、審査は非公開で行う。
 - 1) 業務取組方針（評価全体の10%）
 - ・事業の目的、業務内容等の理解度
 - 2) 企画力
 - ・構成力・利便性（評価全体の15%）
 - ・トップページのデザイン（評価全体の15%）
 - ・コンテンツ企画力（評価全体の15%）
 - ・更新にかかる工夫（評価全体の15%）
 - 3) 業務遂行能力
 - ・業務遂行能力、進捗管理体制（評価全体の10%）
 - ・総括責任者、実務担当者の体制や実務経験等（評価全体の10%）
 - 4) 見積書（評価全体の10%）
 - ・事業費の合理性・適正性
- ②提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション審査を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員（書類選考を行った場合のプレゼンテーション審査結果については、書類選考通過者全員）に対して特定通知書又は非特定通知書により通知する。
- ④非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日より起算して5日（閉庁日を除く）以内に書面を提出し、その理由の説明を求めることができる。
- ⑤プレゼンテーション審査は、平成29年5月19日（金）に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して連絡する。

(2) 最優秀提案者の選定

(1)により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。ただし、審査結果によっては選定しないことがある。

(3) 事業者との契約

- ①(2)により最優秀提案者として選定された者が、事業者の候補者となり契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、(1)により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- ②契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(4) その他

採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7 その他

- (1) 企画提案書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県景観・自然環境課の指示に従うこと。
- (4) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。